

**函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
(人員配置基準) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1項第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）附則第2条の規定により同号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者を含む。）をいう。）その他これに準ずる者 1人 (新設) 2 前項の規定にかかわらず、前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合または地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると	(人員配置基準) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）附則第2条の規定により同号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者を含む。）をいう。）その他これに準ずる者 1人 2 <u>前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、同項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合または地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要である

地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人または2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の同項第2号または第3号に掲げる者のいずれか1人

と地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人または2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の同項第2号または第3号に掲げる者のいずれか1人